

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和5年8月28日

名古屋地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

### 記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 名古屋地方検察庁 令和5年第1号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和5年8月28日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成30年10月頃から令和2年9月頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人福留優太らが構成する犯行グループが、個人事業主を装って架空の事業資金を借り入れる名目、または、住宅新築資金を借り入れる名目で現金をだまし取ろうと考え、内容虚偽の借入申込書、金銭消費貸借契約証書、確定申告書等を提出するなどして、金融機関から現金を詐取した行為（主な犯行態様は後記4(2)を参照）

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 被告人らが犯行に用いた個人事業主名及び屋号（検察官が既に把握しているもの）

ア 阿美谷光俊、船橋産業

イ 喜友名繁人、総合開発プラスワン（総合開発プラスONE）

ウ 山田浩一、山田建設

- エ 小畑竜平、小畑建設
- オ 松井順彦、松井工業
- カ 森智久、伊予土建
- キ 川岸耕司、K & Tトレーディング
- ク 徳永貞年、ネイティブ
- ケ 植村陽介、太陽総合開発

(2) 主な犯行態様

- ア 被告人らが、犯行を計画する者、金融機関等に提出する書類を不正に準備する者、借入れ名義人等を調達する者、実行役として融資を申し込む者等の役割を分担する。
- イ 実行役が、上記4(1)の屋号等を名乗り、金融機関の従業員に対し、架空の事業資金名目、または、住宅新築資金名目で融資をしてほしい旨述べ、内容虚偽の借入申込書、金銭消費貸借契約証書、確定申告書等を提出し、借入れを申し込む。
- ウ 金融機関から、上記4(1)記載の個人事業主らが管理する預金口座に融資金を振込入金させて詐取する。

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金411万円

6 支給申請期間 令和5年8月28日から令和5年10月26日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 (一審) 名古屋地方裁判所 (控訴審) 名古屋高等裁判所
- (2) 裁判年月日 (一審) 令和4年3月14日 (控訴審) 令和4年8月18日
- (3) 確定年月日 令和4年8月31日

(4) 被告人の氏名 福留 優太

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、詐欺により得た犯罪収益の取得につき事実を偽装しようと考え、平成30年12月20日から令和2年3月19日までの間、4回にわたり、宮崎市内の金融機関ほか2か所において、架空の事業資金を借り入れる名目でだまし取った詐取金及び詐取金が混和した犯罪収益等合計3494万56円を、同金融機関に開設された借入れ名義人の預金口座等から被告人が管理する他人名義の預金口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒460-8523 名古屋市中区三の丸4丁目3番1号

名古屋地方検察庁 被害回復事務担当 電話番号 052-951-1490（直通）

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に名古屋地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができず（提出先は記8のとおり）。

○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害

を避けるため緊急の必要があとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、名古屋地方裁判所に提起しなければなりません。